

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名 内山 香奈	所属庁・官職 千葉地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国ジョージ・ワシントン大学
提 出 書 面 平成26年4月27日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年3月15日～同年4月27日） ・ 平成26年3月15日～同年4月17日 ジョージワシントン大学ロースクールにおける講義聴講等 ・ 同年3月15日～31日 米国の司法統計調査 ・ 同年3月17日及び同年3月末日 悪天候による影響 ・ 同年4月21日及び同月22日 最高裁傍聴 ・ 同年3月15日～同年4月27日 後任者への引継ぎ調整		
キーワード欄 ・ ジョージワシントン大学ロースクールにおける講義聴講等		
・ 米国の司法統計調査		
・ 悪天候による影響		
・ 最高裁傍聴		
・ 後任者への引継ぎ調整		

平成26年4月27日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(米国 ジョージワシントン大学ロースクール)

千葉地方裁判所判事補 内 山 香 奈

報告書簡 (第6回)

平成26年3月15日から同年4月27日までの研究概要及び近況等につき、以下のとおり報告する。

第1 ジョージワシントン大学における講義聴講等

刑事訴訟法 (Criminal Procedure) , 連邦巡回区控訴裁判所 (Federal Circuit) , 日本法 (Law of Japan) 及び刑法比較法セミナー (Comparative Law Seminar (Criminal Justice)) を聴講している。

今回期間中、刑事訴訟法は、ミランダ警告 (Miranda warnings) の射程範囲や関連する諸問題、大陪審 (Grand Jury) , 弁護人立会権 (Right to counsel) 等がテーマであった。

連邦巡回区控訴裁判所は、同裁判所におけるルールや諸外国とCAFCとの関係などがテーマであった。日本との関係でいうと、本年1月に知財高裁が当事者合意の上で意見公募をし、それを書面で裁判所に提出するという訴訟指揮をしたことが、アメリカにおけるアミカスブリーフを意識したもので、CAFCの影響の一環といえるのではないかと説明されていたのが印象的であった。

日本法は、家族法や刑法が中心であったところ、主に刑法についてではあるが、気になった点については個人的な意見として適宜コメントをさせていただいた。

刑法比較法は、授業としては、自分以外の生徒が書いたリサーチペーパーにコメントをすることが要求され、それについてプレゼンテーションをするというこ

とが中心であった。なお、リサーチペーパーとは別にショートペーパーの締切が4月11日にあり、分量は少ないが当職も念のためペーパーを提出した。リサーチペーパーは最終ドラフトの締切が4月17日であり、授業等で教授や他の生徒からいただいた指摘を踏まえて加筆修正したものを提出した。

第2 米国の司法統計調査

以前の報告書簡に記載したとおり、秘書課から依頼のあった米国の司法統計調査の締切が3月末日であった。トレントン大学に派遣されている松波判事補と協力して、主に、州については松波判事補が、連邦については当職が調査をした。その結果をまとめたものを3月31日に電子データで送付した。なお、その後も、問合せをいただいた点について、適宜対応させていただいている。

第3 悪天候による影響

3月17日、悪天候の影響で大学は午前中のみ休講となった。この際も、当職はLLMの友人から情報を得た。なお、3月末にも雪が降ったことがあったが、この日は休日であったため授業等への影響はなかった。

第4 最高裁傍聴

連邦最高裁については、昨年末に2回ほど口頭弁論の傍聴をしたことはあるが、もう一度傍聴をしたいと考え、4月21日及び22日、最高裁を訪れた。しかし、開廷予定時間の約2時間前に並んだにもかかわらず、大変な混雑で結局は初日のみ3分程度しか傍聴できなかった。著名な事件が多かったことや4月末で開廷期間が限られていたことが要因ではないかと思われる。

第5 後任者への引継ぎ調整

後任者である水木判事補とは、昨年末頃から連絡を取り、引継ぎについてご相談させていただいている。[REDACTED]

[REDACTED] ただ、水木判事補が渡米する前に当職が帰国することになるため、[REDACTED]

以上

平成25年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏 名 内山 香奈	所属庁・官職 千葉地方裁判所 判事補	派遣先 アメリカ合衆国ジョージ・ワシントン大学
提出書面 平成26年6月10日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年4月28日～同年6月10日） ・ 平成26年5月5日～同年5月9日 連邦巡回区控訴裁判所におけるインターン ・ 同年5月16日～18日 ジョージワシントン大学の卒業式等 ・ 適宜 施設訪問，法廷傍聴等 ・ 適宜 後任者への引継ぎ調整		
キーワード欄		
・ 連邦巡回区控訴裁判所におけるインターン		
・ ジョージワシントン大学の卒業式等		
・ 施設訪問，法廷傍聴等		
・ 後任者への引継ぎ調整		

平成26年6月10日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度判事補海外留学研究員

(米国 ジョージワシントン大学ロースクール)

千葉地方裁判所判事補 内 山 香 奈

報告書簡(第7回)

平成26年4月28日から同年6月10日までの研究概要及び近況等につき、以下のとおり報告する。

第1 連邦巡回区控訴裁判所(United States Court of Appeals for the Federal Circuit)におけるインターン

5月5日から9日にかけての1週間、連邦巡回区控訴裁判所(CAFC)のレーダー判事の下でインターンをさせていただいた。期間中は、同裁判所の口頭弁論の開廷期間であったため、主にその傍聴とその前後のミーティング等に同席させていただいた。特許の詳細な発明内容になると専門用語が多く、事前に単語等を調べるができなかった場合は特に理解することがかなり難しかったが、どの事件も非常に興味深かった。

事件のほかにも、裁判官とコートク拉克(Court Clerk)の役割や職務内容が日本とかなり異なることなど、裁判官や職員らの役割を改めて考えるよい機会にもなった。例えば、日本では裁判官が判決等の起案を担当するが、CAFCでは裁判官が起案をすることはほとんどなく、ク拉克が起案し、その後に裁判官と議論をする形が多いとのことである。また、裁判官同士が口頭弁論期日前に直接意見交換をすることもほとんどなく、ク拉克同士が話をするにとどまり、口頭弁論直後に合議体の裁判官のみで法廷裏の合議室にて議論をし、その場で結論を決めるということも新鮮だった。

また、簡単な起案として、再度の口頭弁論（re-hearing）及び大合議（en banc）に付する旨の申立てについての起案もいただくことができた。起案後にその事件の担当のクラークの方と意見交換をすることができ、非常に勉強になった。

第2 ジョージワシントン大学の卒業式等

ジョージワシントン大学では、5月17日に卒業式前のパーティーが、5月18日は学部も含めた全体の卒業式及びロースクールの学位授与式などがあった。招待状等をLLMの友人からいただいたので、当職も参加した。大変お世話になっている[]にもこの席でご挨拶をすることができた。

また、16日には、特許法等の授業でお世話になった[]が自宅で卒業祝いのホームパーティーを開かれたので、LLMの友人らとともに伺い、同教授にもご挨拶をした。

第3 施設訪問、法廷傍聴等

4月28日、ジョージタウン大学の谷藤判事補らとともに議会図書館（Library of Congress）を訪問した。代々の派遣者がお世話になっている議会図書館員の[]様にご案内していただき、普段の業務についても含め説明を受け、非常に勉強になった。

また、適宜、法廷傍聴をしており、残り少ないが帰国までにもできるだけ法廷傍聴や施設訪問等ができたかと考えている。

第4 後任者への引継ぎ調整

前回報告書簡にも記載したとおり、後任者である水木判事補とは、適宜引継ぎについてご相談させていただいている。[]

[]
[]
[]
[]

以上